

(公印省略)
学子第35-80号
令和4年1月31日

各市町村（中核市除く）児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部

私学・子育て支援課長 廣田 暢実

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等の
重点化における検査の対象者について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

令和4年1月28日付け感疾第30444-5003号にて感染症・がん疾病対策課から別添のとおり通知が発出されました。それに伴い、令和4年1月26日付け学子第35-79号で私学・子育て支援課から発出しました通知、フローについては変更が必要となったため、廃止させていただきます。

保育所等で陽性者が発生した場合の対応は、下記のとおりとなります。

記

1. 濃厚接触者の可能性の判断は、保育所等が、接触状況を確認し、園医等と相談の上判断する。
2. 濃厚接触者の可能性がある人へ保育所等から行う指導は、
 - (1) 陽性者と最後に接触した日から10日目まで健康観察をお願いする。
 - (2) 症状が出た場合は、医療機関へ連絡し、受診をお願いする。
3. 外出自粛については、園医等と相談の上、保育所等が判断するが、濃厚接触の可能性のある人は、濃厚接触者と同期間（1月31日時点では7日間）の不用・不急の外出を避けることが望ましいとされている。

※濃厚接触の可能性があっても無症状者については、積極的疫学調査等の対象になりません。

この通知以前に濃厚接触者と特定され、10日間の外出自粛になっている者も7日間の外出自粛に変更となります。

事務担当：保育係

T E L : 027-226-2626

各所属長 様

感染症・がん疾病対策課長 中村多美子

新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等の
重点化における検査の対象者について（周知依頼）

このことについて、本県では、今般の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者の急増に伴い、下記のとおり積極的疫学調査の重点化を行っております。

つきましては、行政検査の対象を別紙1のとおりとしますので、貴課関係施設等あて周知いただきますようお願いいたします。

また、濃厚接触の可能性のある方の特定及び保健指導については、別紙2を参考に実施していただきますよう、あわせて周知をお願いします。

記

1 本県で優先的に実施する積極的疫学調査

- (1) 陽性者本人の調査
- (2) 同居家族等の調査
- (3) 医療機関、高齢者施設及び障害児者施設等の調査
- (4) その他保健所長が必要と認める施設等の調査

※(2)～(4)については、原則として保健所が濃厚接触者の特定等を行います。

2 検査対象者

- (1) 県で優先的に実施する積極的疫学調査（上記1(2)～(4)）の対象者

ア 有症状者

イ 無症状者のうち、次の者

65歳以上の方、重症化リスクのある方、その他保健所長が必要と認める者

- (2) 県で優先的に実施する積極的疫学調査（上記1(2)～(4)）の対象者でない者

ア 有症状者のみ

※ 無症状者については、年齢や重症化リスクに係わらず、検査の対象となりません。

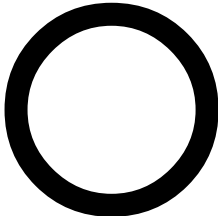
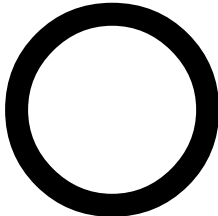
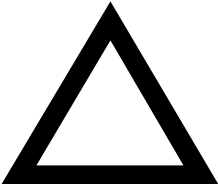

なお、濃厚接触の可能性のある方は、別紙2の3を参考に実施してください。

3 実施期間

令和4年1月28日～当面の間（終了の時期については改めてご連絡します）

群馬県健康福祉部感染症・がん疾病対策課
感染症危機管理第一係
TEL 027-226-2615
Email shingata-influenza@pref.gunma.lg.jp

重点化における検査の対象者

	疫学調査重点化の 対象者(※1)	調査対象者 以外
有 症状者	 (※2)	
無 症状者	 <ul style="list-style-type: none">・ 65歳以上・ 重症化リスクのある方・ 保健所長が必要と認める方	

※1 陽性者の同居家族、医療機関・高齢者施設・障害児者施設の濃厚接触者

※2 同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断することができる

事業所や学校等で新型コロナウイルス感染症患者が 発生した場合の対応について 濃厚接触の可能性の判断や対応方法

事業所、学校等

1 濃厚接触の可能性のある方の範囲

患者の発症2日前から、患者が隔離されるまでに患者（確定例）と接触のあった者のうち、以下のいずれかに該当

- (1) 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（マスクなし等）で、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者
- (2) 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- (3) 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- (4) 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

2 濃厚接触の可能性を判断する者

事業所及び学校等が、接触状況を確認し、産業医、学校医等と相談の上、判断します。

3 濃厚接触の可能性がある方への指導内容

（事業所及び学校等から指導願いたいこと）

- (1) 患者（確定例）と最後に接触した日から10日目まで健康観察をお願いします。
- (2) 症状が出た場合は、医療機関へ連絡し受診をお願いします。
- (3) 外出自粛については、産業医、学校医等と相談の上、事業所及び学校等が判断します。
（濃厚接触の可能性のある方は、濃厚接触者と同期間（7日間）の不要・不急の外出を避けることが望ましい）